

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和3年5月25日

久留米市長 殿

提出者

住所 福岡県久留米市宮ノ陣3丁目4番12号

氏名 日本赤十字社九州ブロック血液センター

所長 大田 和男

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0942-31-8900

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本赤十字社九州ブロック血液センター
事業場の所在地	福岡県久留米市宮ノ陣3丁目4番12号
計画期間	令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	生物学的製剤製造業(1653)
②事業の規模	製造品の事業収益 16,256,837千円
③従業員数	210名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	血液製剤製造時等に感染性産業廃棄物が発生→感染性産業廃棄物倉庫にて保管→委託業者によって収集運搬、中間処理、最終処分を行う。

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

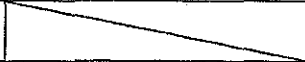
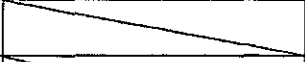
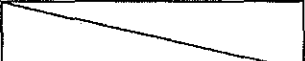
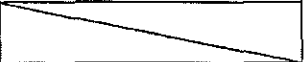
(管理体制図)
別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	171 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	排 出 量	181 t	t
	(今後実施する予定の取組) 引き続き職員への教育訓練により、分類・分別の徹底を図っていく。 採血計画数の増加に伴い、廃棄量も増加予定。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性産業廃棄物 施錠できる場所へ区分保管を行っている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性産業廃棄物 引き続き同様の取り組みを行う。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度(令和2年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

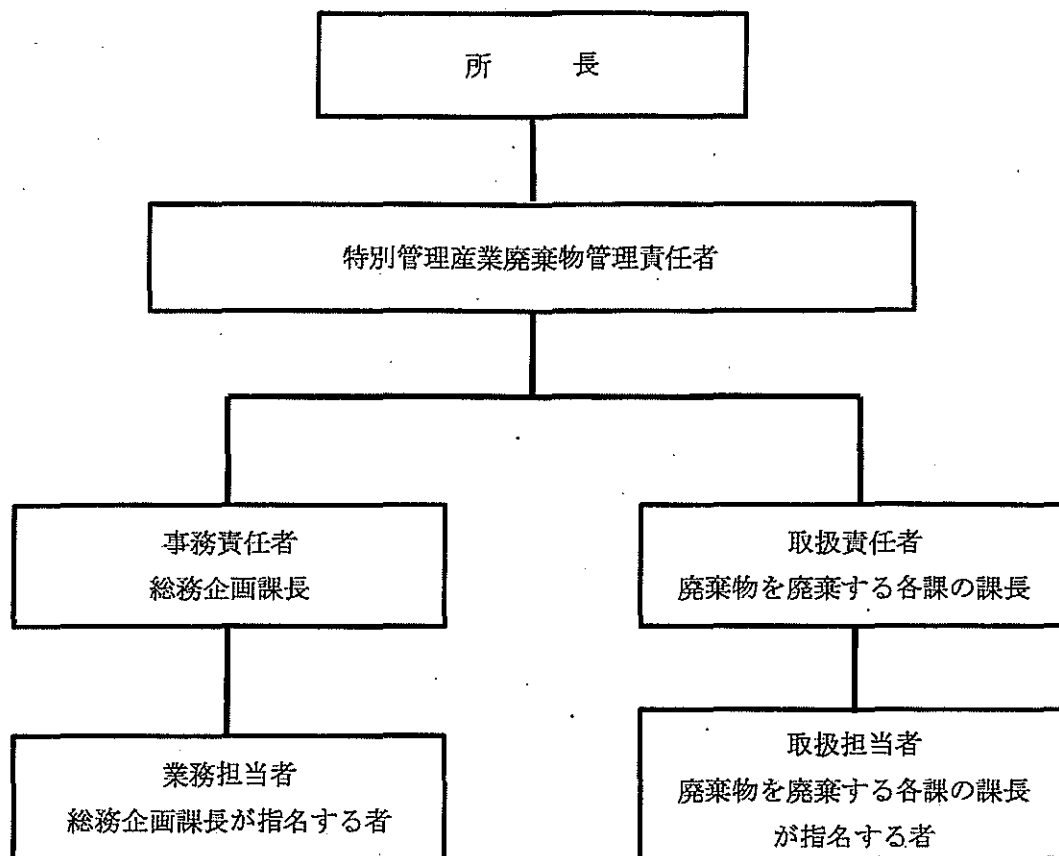
①現状	【前年度(令和2年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	171 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	171 t	t
	(これまでに実施した取組)		
汚染防止に努めて適正に処理を行っている業者を選定した。			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	181 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	181 t	t
(今後実施する予定の取組)			
引き続き同様の取組みを行う。 採血計画数の増加に伴い、廃棄量も増加予定。			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度(令和2年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		171 t
	(今後実施する予定の取組等)		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

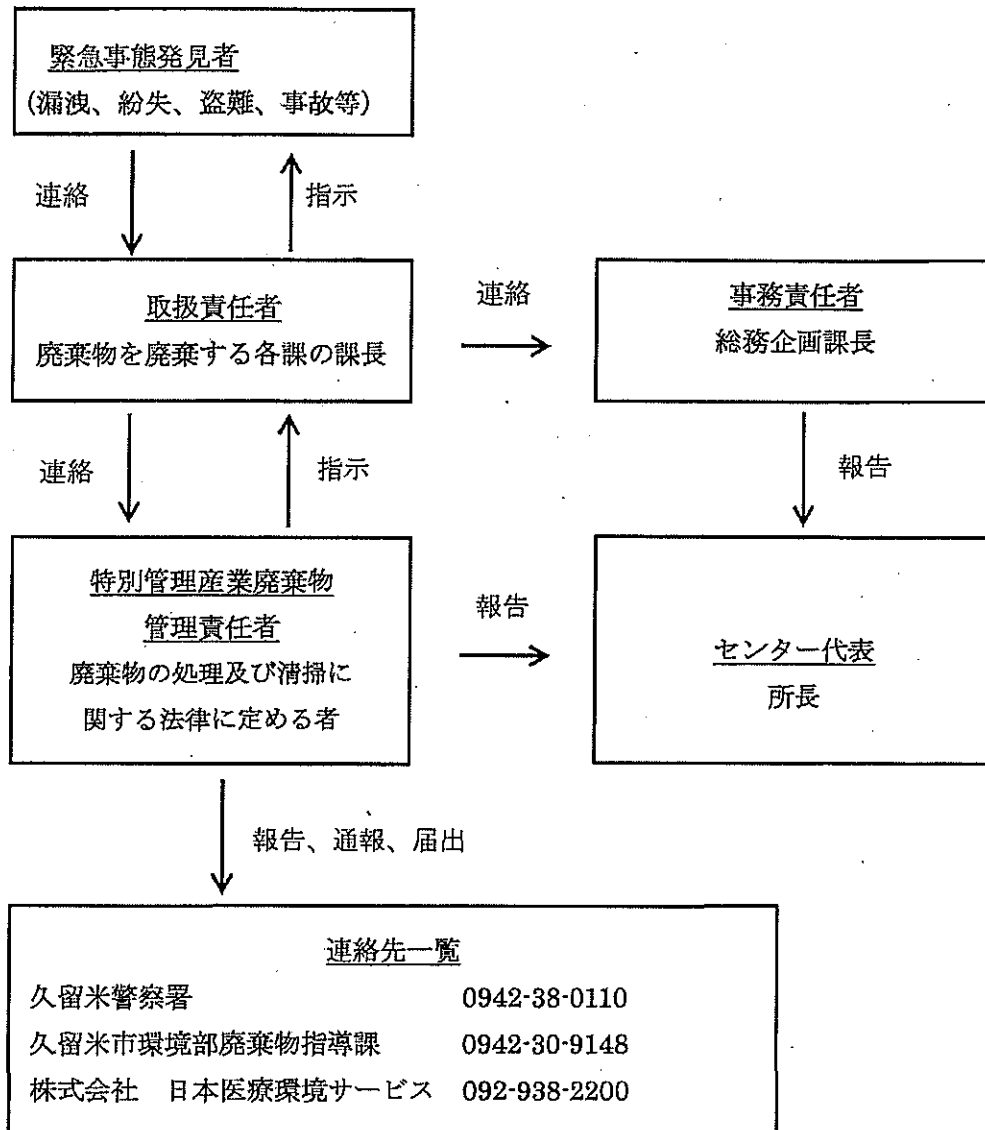
特別管理産業廃棄物の適正管理に係る組織



【役割】

- ・ 特別管理産業廃棄物管理責任者
製造所の廃棄物管理規程、廃棄物処理に関する各種事項の決定及び承認を行う。
- ・ 取扱責任者
排出する廃棄物の分別、保管に関して責任を持ち、常に職場環境の保全に努めるとともに、資源化、減量化を図るよう職員の教育指導にあたる。
- ・ 取扱担当者
常に正常な管理がなされているか把握し、異常がある場合は直ちに適切な処置をする。
- ・ 事務責任者
産業廃棄物管理票（マニフェスト）、記録類、契約書等処理・保管する。また、関係法令等で定められた計画、届出、変更、報告書を作成し、関係行政機関に提出するとともに、情報の収集に努め、的確な情報を各部門に提供する。
- ・ 業務担当者
廃棄物の引渡し等日常管理を的確に行う。

特別管理廃棄物に関する緊急連絡体制（日本赤十字社九州ブロック血液センター）



【手順】

- 1 特別管理産業廃棄物に関する緊急事態を発見した者は、特別管理産業廃棄物管理責任者及び事務責任者に連絡する。
- 2 特別管理産業廃棄物管理責任者は状況把握後、発生部署に適切な指示を与えとともに、事務責任者と善後策を協議して所長に報告し、必要に応じて関係行政機関に報告する。
- 3 特別管理産業廃棄物管理責任者は、関係行政機関等に連絡又は報告するような事態が生じた場合は、その状況等について記した報告書を所長に提出する。